



事務連絡
令和2年12月24日

〔重要〕本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛等に発出された「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」（事務連絡）の内容を周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

催物の開催制限等の取扱いについて

【1】催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限については、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年1月17日付スポーツ庁政策課事務連絡）において、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（以下「内閣官房」という。）より各都道府県知事等宛に示された来年2月末までの催物の開催制限の内容について御連絡を差し上げたところです。

今般、令和2年12月23日付で内閣官房より各都道府県知事等宛に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域において、対策から一定期間経過した段階で感染状況等を評価し、催物の開催制限等について適切な対応を検討することを要請する事務連絡（以下「12月23日付事務連絡」という。）が発出されました（下記参考参照）。

12月23日付事務連絡は、12月11日に第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」のなかで、ステージⅢ相当の対策が必要な地域のうち、感染高止まり地域では、「イベント開催要件の厳格化（知事の判断）」、感染拡大継続地域においては「イベント開催要件の厳格化（目安を国より通知）との考え方が示されたことを受け、都道府県等に連絡するものとなっております。

12月23日付事務連絡の主な具体的内容としては以下の通りです。

- ・ 感染が高止まりしていると評価した地域においては、当該地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。
- ・ 感染拡大が継続していると評価した地域においては、当該地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、人数上限を5,000人以下に引き上げる等の対応を検討されたい。
- ・ 12月23日付事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、営業時間短縮要請、外出・往来自粛要請等、ステージⅢ相当の各種対策と同一期間

(対策が延長された場合はその延長期間)までに開催されるイベントを対象にすることを基本とすること。

- ・ 12月23日付事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、新しい目安は、既存販売分に適用せず、かつ、新規販売停止まで一定の周知期間を設けることを基本とすること。

これも踏まえ、スポーツ庁より各スポーツ団体に対しては、12月23日付事務連絡を踏まえた各都道府県等の対応について十分留意するようお願いしておりますので、御承知おきいただけますようお願いいたします。

【2】催物開催時及び催物前後における感染防止策の徹底について

イベントの開催に当たっては、催物開催時の感染リスクに加え、公共交通機関での密集や催物前後の会食等により、感染拡大リスクが高まる場合があります。また、例えば、スポーツイベント等において、開催時に、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインが実践されないこと等により、大規模なクラスター等が発生することも懸念されます。

そのため、年末年始の催物開催にあたっては、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底はもとより、開催時における感染防止策及び催物前後の感染防止策の徹底を改めてお願いいたします。

また、催物の主催にあたっては、イベント参加者に対して、

- ・ 混雑状況の周知、
- ・ 駅の分散利用、
- ・ 「5つの場面」の周知徹底、
- ・ イベント前後の会食等は基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に感染が広がっている地域においては、感染防止のため、普段から会っている人、家族、親しい人と短時間で少人数で行うこと

など、具体的な感染防止策が徹底されるよう促していただきますようお願いいたします。

なお、「5つの場面」につきましては、内閣官房において以下の通り年末年始特設サイトを開設しており、周知等にご活用いただけるポスター・チラシ等も掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

※感染リスクが高まる「5つの場面」年末年始特設サイト

<https://corona.go.jp/proposal/>

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に最新の注意を払い、各都道府県・指定

都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。
また、本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、
その他関係機関に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

- ・分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて（令和2年12月23日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf
- ・今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言（令和2年12月11日（金） 第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_18.pdf
- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

〔その他〕

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html
- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp